

コンプライアンス規定

香川県小学生バレーボール連盟

(目的)

第1条 この規定は、日本小学生バレーボール連盟のコンプライアンス規定に基づき、香川県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）関係者が順守すべき法令等に関する事項を定めることにより、小学生バレーボールの健全な普及・発展に関する責務を守るとともに、県小連の社会的な信頼を確保することを目的とする。

*法令等とは 日本国憲法、公益財団法人日本バレーボール協会の定款、諸規定及び日本小学生バレーボール連盟規約、諸規定 県小連規約、諸規定それに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範を言う。

(適用範囲)

第2条 前条に規定する「県小連関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 県小連役員（会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事）
- (2) 県小連に登録した加盟団体の指導者・チーム関係者
- (3) 県小連に登録した加盟団体の選手
- (4) 県小連に登録した加盟団体の選手の保護者

(責務及び順守事項)

第3条 県小連関係者の責務と順守事項については、次のとおりとする。

(1) 行動規範

県小連関係者は、法令等を順守し、競技規則を守り、常にスポーツマン、スポーツ関係者としての品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(2) 県小連関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。(違反行為)

- ① 県小連の決定した方針に従わないこと。
- ② 県小連の認めてない競技会、県小連が目指すバレーボールとは異なる目的の競技会に参加すること。また、同様の競技会等を主催すること。
- ③ 小学生の健全育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行うこと。
- ④ 指導に名を借りた体罰、暴力、暴言、わいせつ行為や性的言動、保護者等へ個人的な要求、個人的な差別等、人権尊重の精神に反する言動をとること。
- ⑤ 不正な会計処理を行うこと。
- ⑥ 県小連関係者として著しく品位を欠く又は名誉を傷つけること。
- ⑦ フェアプレーの精神に明らかに違反を行うこと。(選手の勧誘、入部、移籍を行うことなど)

⑧ 事業推進のために後援並びに協賛者等から良識を超えた多額の金品の提供を受けること

⑨ その他、著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(コンプライアンス委員会の設置)

第4条 本規定の解釈、運用のために、常任理事会の議決に基づきコンプライアンス委員会を設置する。

(2) コンプライアンス委員会の委員は常任委員会を構成する委員とし、次の役割を担う。
委員長 1名、副委員長 1名、委員 若干名、事務局 1名

(3) 委員長が必要と認めた時は随時委員を招集することができる。

(懲戒処分)

第5条 県小連は、法令等違反行為等を行った県小連関係者に対して下記の処分を行うことができる。下記処分は併科することができる。

(1) 「県小連役員」については、嚴重注意、譴責、勧告、除名、その他必要に応じた処分

(2) 「ブロック小連役員」については、嚴重注意、譴責、勧告、除名、その他必要に応じた処分

(3) 「県小連に登録した個人又は団体の指導者」については、口頭による嚴重注意、文書による嚴重注意、活動停止、永久追放、チーム解散、その他必要に応じた処分

(4) 「登録選手の保護者」については、必要に応じた処分

(違反行為の措置)

第6条 県小連関係者の本規定違反行為に対する措置は、県小連関係者処分基準別表を以って対処するものとする。

前条第1項(1)については、県小連コンプライアンス委員会が対応するものとし、県小連常任理事会にて処分を決定する。

前条第1項(2)(3)(4)については、県小連コンプライアンス委員会が対応し、処分を決定する。

(1) 処分を決定するに当たっては、公正を期するために、当事者の弁明の機会を設定する。

(2) 処分の決定通知は、県小連会長名で文書にて通知する。

(3) 処分を決定に対する不服申し立ては、被処分者が県小連会長宛に当該被処分者が処分の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面で提出しなければならない。

不服申し立てを受けたときは、県小連は処分理由の有無及び処分手続きの適否について調査・決定し、その結果を申し立て者に通知する。

被処分者は、再度の不服申し立てはできない。

(4) 県小連は、処分を受けた指導者氏名を次の機関に報告する。

日本小学生バレーボール連盟、香川県バレーボール協会、
香川県スポーツ協会、香川県スポーツ少年団本部

(処分の種類、内容)

第7条 県小連コンプライアンス規定第3条に定めた責務及び順守事項に違反行為を行った際に、県小連関係者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。

(1) 口頭による嚴重注意

違反行為について口頭で注意を行う。違反行為者の活動をいっさい制限するものではない形で違反行為者の反省を促すとともに再発防止を目的とする。

(2) 文書による嚴重注意

違反行為について文書で注意する。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが処分後、同様の事案が発生した場合は、重い処分が科せられることを通告する。主として、意図的、継続的な違反行為に対して科す。

(3) 活動停止

文書での通知を以って、一定期間役職及び指導者活動を停止する。有期・無期の活動停止になる。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為に科す。活動を再開する場合、県小連指定の研修会を受講すること。

(4) 永久追放

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、活動を禁止する。永久に県小連及び県小連に係わる活動に参加できなくなるものであり、複権（再登録や資格の再付与）も認められないもので、県小連が科すことのできる最も重い処分である。行為者は、本連盟に係わる活動にいっさい携わることができない。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に科す。

(5) チームの登録取り消し

文書での通知を以って、チームの登録取り消しを科す。

県小連順守事項に対して、チーム全体での違反行為であり、反省が見られず、再発の可能性がある場合に科す。この処分は、あくまでもチームに科すものであり、所属員（選手）一人一人に科すものではない。

(6) 譴責

違反行為について文書で注意を行う。職務上の義務違反等に対し将来を戒めること。県小連役員に対し科すものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(7) 勧告

当事者に対して、公的にある処置をしたほうが良いと公的に文書で告げ勧める。県小連役員に対し勧めるものであり、役職等に制限を加えるものではない。

(8) 除名

文書での通知を以って、永年にわたり役職を剥奪し、県小連より除名する。

県小連役員に対し科す処分で、永久に県小連に係わる役職に携わることはできない。復権（役職復帰や資格の再付与）も認められないもので県小連が科すことのできる重い処分である。

(処分の報告)

第8条 県小連決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯と違反行為の再発防止に向けての対応策がわかる書類（別紙様式）を添えて、日本小学生バレーボール連盟に報告しなければならない。

(その他)

第9条 本規定の実施に関する必要な細則はコンプライアンス委員長が常任理事会の承認を得て別に定める。

2 本規定は、常任理事会の議決をもって変更することができる。

3 本規定は、平成29年4月8日から施行する。

一部改正 令和5年3月26日から施行する。